

教育団等の部隊の組織等に関する訓令

陸上自衛隊訓令第15号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、教育団等の部隊の組織等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第31号）の全部を次のように改正する。

昭和37年8月7日

防衛庁長官 志賀 健次郎

教育団等の部隊の組織等に関する訓令

改正	昭和37年9月6日隊訓第21号	昭和39年6月26日隊訓第8号
	昭和43年7月6日隊訓第4号	昭和46年7月23日隊訓第8号
	昭和48年7月13日隊訓第30号	昭和49年4月11日隊訓第16号
	昭和49年7月19日隊訓第33号	昭和49年9月26日隊訓第38号
	昭和50年2月13日隊訓第4号	昭和50年7月26日隊訓第19号
	昭和53年1月13日庁訓第1号	昭和56年4月3日隊訓第23号
	昭和61年4月5日隊訓第14号	平成14年3月20日隊訓第7号
	平成14年3月26日隊訓第36号	平成15年3月28日隊訓第26号
	平成16年3月26日隊訓第12号	平成18年3月24日隊訓第7号
	平成22年6月30日省訓第29号	平成23年4月19日省訓第20号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 教育団（第3条—第10条）
- 第3章 削除
- 第4章 陸曹教育隊（第15条—第18条）
- 第5章 教育大隊（第19条—第22条）
- 第6章 機甲教育隊（第23条—第26条）
- 第7章 教育中隊（第27条・第28条）
- 第8章 女性自衛官教育隊（第29条—第33条）
- 第9章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、教育団、陸上自衛隊陸曹教育隊（以下「陸曹教育隊」という。）、教育大隊、機甲教育隊、教育中隊及び女性自衛官教育隊（以下「教育部隊」という。）の部隊の組織及び編成に関して定めるものとする。

（教育部隊の任務）

第2条 教育部隊は、陸士及び陸曹としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を

修得させるための教育訓練を行うことを任務とする。

第2章 教育団

(教育団)

第3条 教育団は、教育団本部、陸曹教育隊及び教育大隊をもって編合する。

(教育団長)

第4条 教育団の長は、教育団長とする。

2 教育団長は、1等陸佐をもって充てる。

3 教育団長は、方面総監の指揮監督を受け、教育団の隊務を統括する。

4 教育団本部の事務は、教育団長が掌理するものとする。

(副団長)

第5条 教育団に副団長1人を置く。

2 副団長は、団長を助け、教育団本部の事務を整理し、教育団長に事故があるとき、又は教育団長が欠けたときは、教育団長の職務を行う。

(教育団本部の内部組織)

第6条 教育団本部に、次の3科を置く。

総務科

訓練科

管理科

(科長)

第7条 科に、科長を置く。

2 科長は、教育団長の命を受け、科務を掌理する。

(総務科)

第8条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関する事。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。

(3) 人事に関する事。

(4) 福利厚生に関する事。

(5) 健康管理に関する事。

(6) 記録及び統計に関する事(訓練科の所掌に属するものを除く。)

(7) 出版物及び厚生用品に関する事。

(8) 秘密の保全に関する事。

(9) 心理適性検査に関する事。

(10) 前各号に掲げるもののほか、他の科の所掌に属しない事項に関する事。

(訓練科)

第9条 訓練科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 教育訓練の計画に関する事。

(2) 教育訓練の実施の調整に関する事。

(3) 教育訓練に関する記録及び統計に関する事。

(4) 教育訓練に必要な資料及び資材に関する事。

(管理科)

第10条 管理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（総務科の所掌に属するものを除く。）に関する事（方面総監直轄の後方支援隊の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 給養に関する事。
- (3) 車両及び通信の運用に関する事。
- (4) 施設の維持及び管理に関する事。

第3章 削除

第11条から第14条まで 削除

第4章 陸曹教育隊

(陸曹教育隊長)

第15条 陸曹教育隊は、陸曹教育隊本部、共通教育中隊、普通科教育中隊、特科教育中隊及び上級陸曹教育中隊から成る。ただし、通信教育中隊を編成に加え、又は特科教育中隊を編成に加えないことができる。

(陸曹教育隊長)

第16条 陸曹教育隊の長は、陸曹教育隊長とする。

- 2 陸曹教育隊長は、1等陸佐をもって充てる。
- 3 陸曹教育隊長は、方面混成団長又は教育団長の指揮監督を受け、陸曹教育隊の隊務を統括する。

(陸曹教育隊本部の内部組織)

第17条 陸曹教育隊本部に、次の3科を置く。

総務科

訓練科

管理科

- 2 総務科は、第8条中第9号を除く各号に規定する事務を、訓練科は、第9条各号に規定する事務を、管理科は、第10条各号に規定する事務をつかさどる。

(科長)

第18条 科に、科長を置く。

- 2 科長は、陸曹教育隊長の命を受け、科務を掌理する。

第5章 教育大隊

(教育大隊)

第19条 教育大隊は、教育大隊本部及び共通教育中隊をもって編成する。

(教育大隊長)

第20条 教育大隊の長は、教育大隊長とする。

- 2 教育大隊長は、2等陸佐をもって充てる。
- 3 教育大隊長は、方面混成団長又は教育団長の指揮監督を受け、教育大隊の隊務を統括する。
- 4 教育大隊本部の事務は、教育大隊長が掌理するものとする。

(教育大隊本部の内部組織)

第21条 教育大隊本部に、次の3係を置く。

総務係

訓練係
管理係

2 総務係は、第8条各号（教育団に編合される教育大隊の総務係にあつては、同条中第9号を除く各号）に規定する事務を、訓練係は、第9条各号に規定する事務を、管理係は、第10条各号に規定する事務をつかさどる。この場合において、「科」とあるのは「係」と読み替えるものとする。

（係長）

第22条 係に、係長を置く。

2 係長は、教育大隊長の命を受け、係の事務を掌理する。

第6章 機甲教育隊

（機甲教育隊）

第23条 機甲教育隊は、機甲教育隊本部並びに陸曹教育中隊及び陸士教育中隊から成る。

（機甲教育隊長）

第24条 機甲教育隊の長は、機甲教育隊長とする。

2 機甲教育隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 機甲教育隊長は、方面混成団長の指揮監督を受け、機甲教育隊の隊務を統括する。

（機甲教育隊本部の内部組織）

第25条 機甲教育隊本部に、次の3科を置く。

総務科
訓練科
管理科

2 総務科は、第8条中第9号を除く各号に規定する事務を、訓練科は、第9条各号に規定する事務を、管理科は、第10条各号に規定する事務をつかさどる。

（科長）

第26条 科に、科長を置く。

2 科長は、機甲教育隊長の命を受け、科務を掌理する。

第7章 教育中隊

（教育中隊）

第27条 教育中隊は、共通教育中隊、普通科教育中隊、特科教育中隊、陸曹教育中隊、陸士教育中隊、通信教育中隊及び上級陸曹教育中隊とする。

（教育中隊長）

第28条 前条に規定する教育中隊の長は、教育中隊長とする。

2 中隊長は、3等陸佐又は1等陸尉をもって充てる。

3 中隊長は、陸曹教育隊長、教育大隊長、機甲教育隊長又は女性自衛官教育隊長の指揮監督を受け、教育中隊の隊務を統括する。

第8章 女性自衛官教育隊

（女性自衛官教育隊）

第29条 女性自衛官教育隊は、女性自衛官教育隊本部及び共通教育中隊から成る。

（女性自衛官教育隊長）

第30条 女性自衛官教育隊の長は、女性自衛官教育隊長とする。

2 女性自衛官教育隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 女性自衛官教育隊長は、方面混成団長の指揮監督を受け、女性自衛官教育隊の隊務を統括する。

(副隊長)

第31条 女性自衛官教育隊に副隊長1人を置き、2等陸佐をもって充てる。

2 副隊長は、女性自衛官教育隊の隊務につき女性自衛官教育隊長を助け、女性自衛官教育隊長に事故があるとき、又は女性自衛官教育隊長が欠けたときは、女性自衛官教育隊長の職務を行う。

(女性自衛官教育隊本部の内部組織)

第32条 女性自衛官教育隊本部に、次の3科を置く。

総務科

訓練科

管理科

2 総務科は、第8条各号に規定する事務を、訓練科は、第9条各号に規定する事務を、管理科は、第10条各号に規定する事務をつかさどる。

(科長)

第33条 科に、科長を置く。

2 科長は、女性自衛官教育隊長の命を受け、科務を掌理する。

第9章 雑則

(委任規定)

第34条 この訓令に定めるもののほか、部隊の内部組織については、当該部隊の長が定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和37年8月15日から施行する。

2 陸上自衛隊陸曹教育隊の組織及び編成に関する訓令（昭和33年陸上自衛隊訓令第16号）は、廃止する。

3 保安隊の部隊の組織及び編成に関する訓令（昭和27年保安隊訓令第8号）第22条の2中「教育団等の部隊の組織に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第31号）」を「教育団等の部隊の組織等に関する訓令（昭和37年陸上自衛隊訓令第15号）」に改める。

附 則（昭和37年9月6日陸上自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和37年11月15日から施行する。

附 則（昭和39年6月26日陸上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和43年7月6日陸上自衛隊訓令第4号）抄

1 この訓令は、昭和43年8月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、同年12月20日から施行する。

附 則（昭和46年7月23日陸上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和46年7月24日から施行する。

附 則（昭和48年7月13日陸上自衛隊訓令第30号）
この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日陸上自衛隊訓令第16号）
この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和49年7月19日陸上自衛隊訓令第33号）
この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月26日陸上自衛隊訓令第38号）
この訓令は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月13日陸上自衛隊訓令第4号）
この訓令は、昭和50年3月26日から施行する。

附 則（昭和50年7月26日陸上自衛隊訓令第19号）
この訓令は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号）
この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和56年4月3日陸上自衛隊訓令第23号）
この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日陸上自衛隊訓令第14号）
この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（平成14年3月20日陸上自衛隊訓令第7号）
この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第36号）
この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成15年3月28日陸上自衛隊訓令第26号）
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日陸上自衛隊訓令第12号）
この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月24日陸上自衛隊訓令第7号）抄
1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年6月30日防衛省訓令第29号）抄
1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月19日防衛省訓令第20号）
この訓令は、平成23年4月22日から施行する。